

意見募集の結果と対応

No.	御意見の概要	国土交通省の考え方
1	作業の妨げになる条文内容であるため、改正案に同意します。	賛成意見として承ります。
2	災害時、知事が何もできない状態だった場合、その上の国土交通大臣にも同じ権限を与えれば被害を抑えることができるかもしれないため賛成する。	賛成意見として承ります。
3	<p>今後の改定で、河川法の第一条に「発電」を加えることで、我が国のエネルギー自給率アップ、脱炭素電源容量増加、エネルギー安価安定供給による産業維持・活性化が可能と存じますので、是非ともご検討をお願い申し上げます。</p> <p>提案の背景 第7次エネルギー基本計画案、基本政策委員会への弊社提言ご参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水が豊富で山岳面積の多い国土事情に合った技術的にも完全に自給できる再生可能エネルギーであり、太陽光発電や風力発電等の変動再生可能エネルギー導入時に課題となる電力需要に合わせた発電量調整も可能。また、進め方を工夫することで、重要な水源地帯保全や過疎対策にも繋がる可能性が高い。従って、我が国にとって水力発電は太陽光や風力発電以上に重要であると考えられる。 ・既に、既設ダムの常時満水水位アップ、嵩上げ、治水・利水ダムや砂防ダムなど発電機能の無いダムへの発電設備設置などによる、環境への影響を最小限に抑制しつつ水力発電量を増加させる取り組みが行われているものの、更に国策としての位置 	<p>いただいたご意見は、今後の施策の推進に当たって、参考とさせていただきます。</p>

	<p>付け（国の方針）を明確にし、各行政機関 一体となった動きを促進するため、河川法 の第一条に「発電」を加えるべきと考えま す。</p>	
--	---	--